

利用者負担額(保育料)について

札幌市子ども未来局保育料係
令和8年8月

1. 保育料の決定方法

3～5歳児クラス（1号・2号認定）

- 保育料**無料**（所得要件なし）

※ 1号認定（幼稚園部）の場合、満3歳から保育料が無料となります。

0～2歳児クラス（2号・3号認定）

- 市民税非課税世帯：**無料**
- 第2子以降の児童：**無料**
- その他：下記条件等により決定
 - 世帯の所得階層
 - 時間区分（保育必要量）

保育料の決定方法は、札幌市HPにて詳しく解説しています

<https://kosodate.city.sapporo.jp/mokuteki/azukeru/hoiku/ninka/941/941.html>



1. 保育料の決定方法

以降の説明は、

「2・3号認定を受けた0～2歳児クラス」の保育料

についてです

ご注意ください！ 認定こども園移行後の保育料は施設が徴収します

2. 保育料の変更時期

(1) 保育料変更の時期

4月(進級)

3歳児クラス進級児童: **無料**

9月(市民税所得割更新)

保育料変更の可能性あり

上記以外でも税額変更や世帯構成の変化等により随時保育料が変更となります。

2. 保育料の変更時期

(2) 保育料変更のお知らせ

時期	対象	発信元	方法
3月下旬	4月以降の保育料	保育料係	電子メール
8月下旬	9月以降の保育料		
随時	(変更内容による)	各区健康・子ども課	郵送

保育料の変更に係るお知らせは必ずご確認をお願いします

3. 月途中入退所による日割り計算

(1) 転園以外の場合

計算式

$$\text{保育料月額} \times \frac{\text{その月の入所日数}}{25\text{日}}$$

※10円未満切り捨て

【別紙資料】1-1【掲載】利用者負担額(保育料)の日割り計算シート.xlsx

3. 月途中入退所による日割り計算

(1) 転園以外の場合

計算式

$$\text{保育料月額} \times \frac{\text{その月の入所日数}}{25\text{日}}$$

※10円未満切り捨て

- 途中入所…その月の途中入所日からの開所日数(※)
- 途中退所…その月の途中退所日までの開所日数(※)

(※)日祝及び12/29～1/3を除いた日数(土曜閉所施設は土曜日も除く)

(※)開所日数が25日を超える場合、25日として計算

3. 月途中入退所による日割り計算

(1) 転園以外の場合

計算式

$$\text{保育料月額} \times \frac{\text{その月の入所日数}}{25\text{日}}$$

※10円未満切り捨て

実際の開所日数によらず固定

3. 月途中入退所による日割り計算

(2) 転園の場合

転園元		
保育料月額	×	$\frac{\text{その月の入所日数}}{25\text{日}}$

※10円未満切り捨て

転園先		
保育料月額	－	転園元の保育料

3. 月途中入退所による日割り計算

(3) 時間区分変更に伴う保育料の変更時期

保育標準時間



保育短時間

時間区分変更の場合、

保護者から変更申請があった翌月 から保育料変更

※月初日に申請があった場合

短 → 標準: 当月 から変更

標準 → 短: 翌月 から変更(時間外保育料の遡及発生を防ぐため)

4. 保育料の徴収

(1) 徴収主体

認可保育所

札幌市にて徴収

時間外保育料・教材費等の実費は施設徴収

認定こども園・地域型保育事業所

施設にて徴収

認可保育所から認定こども園への移行の場合

移行する月から施設徴収

4. 保育料の徴収

(2) 納入方法

認可保育所

● 口座振替(原則)

- 引き落としは月末
- 「口座振替依頼書」にて申込み

● 納入通知書

- 口座振替登録のない方が対象
- 金融機関窓口のみ納入可

認定こども園・地域型保育事業所

指定なし

- 納入方法について十分に説明を行うこと！
- 未納・滞納対策として早期の納付督促を！

5. 保育料の減免

減免要件

会社都合による失業、疾病、災害等…

特別な事情により、著しく収入が減少または支出が増加した場合

減免の相談を受けた場合は

お住まいの区健康・子ども課をご案内ください！

※状況によっては、減免が認められない場合があります

6. お問い合わせ

各区健康・子ども課

中央区 011-205-3354

豊平区 011-822-2473

北 区 011-757-2563

清田区 011-889-2051

東 区 011-711-3214

南 区 011-522-5780

白石区 011-861-0336

西 区 011-621-4242

厚別区 011-895-2499

手稲区 011-688-8597

開庁時間 8:45～17:15